

## 本市空き家対策における困難事例

事業名	事例
地域の空き家相談員	相談案件のなかには、権利関係が複雑化しているため、弁護士や司法書士などの専門家と連携しないと対処できないものが存在する。
地域連携型空き家流通促進事業	学区の自治連合会会長に事業について説明に伺ったところ、「他にもたくさんの方の活動に取り組んでいて、空き家対策にまで手が回らない。」との理由から、事業に取り組んでいただくことが出来なかった。
	防災や防犯の観点から地域が空き家対策に取り組む必要があるのは分かるが、空き家の流通促進は、地域で取り組むには負担が大きすぎるとの意見がある。
	この地域に住みたいと言ってもらえる方がいて、空き家も存在しているが、空き家所有者に活用意向がない（知らない人に貸したくない等）といったことがよくあるといった意見がある。
空き家活用・流通支援等補助金	空き家の改修に多額の費用がかかるが、補助金が少なすぎるため、改修工事に踏み切れないとの意見があった。
	空き家を京町家のゲストハウス（旅館業法に基づく許可を取得したもの）として活用したいと考えていたが、地域住民からの反対にあったため断念したといったことがあった。
適正管理対策	空き家の当初の所有者の死亡時に相続登記が行われなまま数回の法定相続が発生し、関係権利者が多数になってしまった結果、所有者調査に多大な時間を要する。
	空き家の関係権利者が多数であり、かつ、それぞれの関係権利者の当事者意識が希薄であるため、本市からの指導になかなか応じていただけない。
	相続放棄、行方不明などにより空き家所有者が確知できないケースが存在する。